

[研究ノート]

Th. ホッブズ『リヴァイアサン』の 判断力論・覚書

村 井 洋

1. はじめに：判断力概念を問うことの意義
 - (1) 暫定的定義
 - (2) 現代社会の政治的判断力
 - (3) 政治的判断力研究の必要性
2. 研究史回顧
 - (1) ホッブズ研究史における「判断力の概念」
 - (2) 判断力概念史におけるTh. ホッブズ
3. 『リヴァイアサン』における判断力概念の転換
 - (1) 慎慮 (prudence) と判断力 (judgement) の区別
 - (2) 判断力自律性の端緒
 - (3) 政治的共同体形成における判断力の所在
 - (4) 主権者の判断力
4. むすびにかえて：課題と展望

1. はじめに：政治的判断力概念を問うことの意義

本稿は政治的判断力論への関心の下に、Th. ホッブズ（1588～1679）の判断力概念を『リヴァイアサン』を中心に考察しようとするものである。

よく知られていることであるが、マックスウェーバーの『職業としての政治』の叙述の中に、政治的知性の転換点を指摘した箇所がある。議会に対峙する王を補助する幕閣が政治家の起源であるという文脈で、中国の場合とは異なってヨーロッパでは、人文的教養の持ち主の助言者が短期間に科学的知識をもつ人々にとって代わられたという。こうした変化を表す典型はF. ベーコン（1561～1679）であろう。これはまた、かれと同時代のホッブズにも当てはまるといえるであろう。「新しい政治学」の創出を行った人物としても評される（レオ・シュトラウス『ホッブズの政治学』）彼は新しい型の知性を以て政治領域に臨んだと予想できるからである。

(1) 暫定的定義：認識的契機（洞察）、価値統合、実践的性格

行論の必要上、まず、判断力概念について暫定的な定義を施しておくことが求められよう。「判断力」 judgment, judgementは人間の精神生活全般にわたる心的作用である。だから（すべてといっても過言ではない）多くの人々に共通してみられる普遍的な意識操作である。これは、状況への洞察を背景に、諸価値を考量・統合し決断し、行為へと連結する

ことである。

このような能力が日常生活から公的社会的活動に至るまであらゆる領域に亘って行われていることは容易に確認できると思われる。料理の献立と段取りから、こどもの叱り方、福島第一原発の排水をどうすべきか、日本国憲法の改憲問題に至るまで判断力の対象となりうると言える。総じて判断力は、異なった「価値」を統合することに係わっており、状況に内在する価値競合の側面は洞察力という、判断力の一部と言える能力が把握することになる。

もちろん、判断することには労作感情（ストレス）が伴うとともに、倫理的責任の発生することは否定しがたいが、そこから生まれる判断からの逃避性向・免責行動など、提起される諸課題の分析は本稿では考察外とする。

しかしまた、判断することが習慣や制度、法制化さらに判断権の委譲などによって社会関係と密接につながっていることも見逃せない事実である。本論で報告の対象となるホップズの場合、政治的共同体（コモンウェルス）の形成と主権者の立ち上がりという点において、この局面に関連している。

そして、殊に「政治的」判断力という場合、判断力が政治的場面に適用されることであるが、そのテーマが公共的事象であること、そこから派生する多岐にわたる結果の予測、責任などが政治的判断力固有の問題として浮上してくるといえるであろう。すなわち、政治が異なった価値観をもつ他者との交接を日常的に業とする以上、政治的判断がかかわる他者理解、相互作用の位相、政治決定に伴う権力状況の変化への意識も考慮しなければならない。

言い換えれば、政治的判断力の視線は少なくとも三つの軸に向かっていると見える。第一は政策軸と言うべきものであり、政策評価や政策策定において起動するものである。第二に政策を越えて政治原理にかかわる視点であり、政治の基礎理念、例えば憲法規程にかかわる判断である¹⁾。第三は政治権力獲得・維持をめぐる判断である。

以上のように規定される判断力をほかの心的作用との比較によって性格づけてみよう。ハンナ・アーレントの『精神の生活』（*The Life of the Mind*, 佐藤和夫訳、岩波書店、1994年）における考察に依拠すると、まず、思考すること *thinking*：これは（真理の追求というよりも）「意味の追求」である。アーレントはこれを真理探究と受け取るべきではない、としている。精神作用としての特徴として無窮性、終わりがなくと性格づけられる。第二に意志すること *willing*：行為又は不行為を決断することである。個別的な行為が志向されていることが注目される。

このように見てくると判断力は思考することとも意志することとも異なって、個別の物事と普遍的な基準との間を往復しつつ、思考を行為へと繋ぐ機能を持つことが分かるのである。

（2）現代社会の政治的判断力

さて、政治的判断力を現代において殊更問う意味があるのだろうか。その理由を数点にわたって示したい。簡潔に要点を示せば、政治的判断の困難さとそれにも拘らず浮上する必要性である。困難さには、歴史上国民国家統合が行われて以降、拡大する政治社会の規模と複雑化するその機能に対して政治主体の成熟と責任所在が課題として取り上げられ

るようになったということである。普通選挙制度の下での選挙民への成熟要請が政治的判断力に関わる課題解決を要求しているし、加えて官僚制の拡大と政策責任の分散化も見逃せない問題となる。ここにおいて、古代ポリス、ローマ共和制を背景に成立した共和主義的伝統における政治的判断力が新しい政治状況に対応する形で更新される必要がある、との主張が現実性を帯びてくる。

(3) 政治的判断力研究の必要性

ここで現在の日本の学界では諸外国の研究史的蓄積に比較して、判断力研究というタイプの研究が少ないことを指摘しておかなくてはならない。

その理由は幾通りにも推測されるが、決定的な事実、戦後政治に限っても公共的な政治議論の重要性が意識されなかったことではないだろうか。判断力は孤立した政治思考、権力計算ではなく、相互性の中での可能性と危険性の考量であることを考えるとき、公的領域に不可欠の思考形態である。他方、判断の成立には他者の思考と突き合わせる公共的(共同的)思考が不可欠であろう。

ところで、「政治とはなにか」を問う解答として、戦後日本政治の自覚的自己認識としては次の三通りの理解があるであろう。第一に、自由主義的政治理解である。これは日本国憲法の精神に合致した、権力抑制を基調とし、通俗的惰性態としては権力参加への忌避に通じる姿勢である。第二に利益分配モデルとでもいうべき政治観であり、身近な利益を政治的「パイプ」を通して実現することが政治の目的だと考えられている。第三は階級闘争的政治理解であり、東西冷戦の最中であって、社会主義実現の道程に自らをおく姿勢である。

これらのどれを取ってみても、政治的なものが公共的利益の発見と実現を目指し、相互の異なりを承認しつつ、政治参加を通して政治認識と判断を成熟させるという思想から遠いものであった。

この「ツケ」を支払わなければならないと感じたのは、十八歳成人に伴って選挙権を付与した際の、公民教育の方針と方法を模索する過程での狼狽ぶりである。特定勢力の影響排除以外には思い浮かばない態の、敢えて言えば、無策はこうした政治的公共思考の空白が露呈したものである、といえるであろう。

2. 研究史回顧

(1) ホップズ研究史における「判断力」概念

本研究の性格上、二つの研究史に触れることが必要である。第一に取り上げるべきはホップズ研究史における判断力概念の取り扱いである。『リヴァイアサン』の一例をみても明らかなように、「判断力」(judgement)がホップズのテキスト内で頻出する概念であることは間違いない。しかしこれには、一般的な意味で用いられている場合と、ホップズ固有の行論に必要な(他概念に代替不可能な形での)用法とがある。

ここで注意しておきたいのは、「判断力」概念と近接する意義をもつ「慎慮」(prudence)と「熟慮」(liberation)をもとりあつかうべきであることである。

しかし、ホップズにおける判断力概念をテーマ化して議論したものは(前述の二概念を追加したとしても)多くない。この概念に接近している研究の典型例として福田歓一『近

代政治原理成立史序説』（福田歓一著作集第二巻、岩波書店、1998年）を見てみたい。

福田はこの研究によって、日本におけるホッブズ研究の主流を形成するに至った。この著作集の解説者加藤節によれば、ホッブズは「個人を自己保存の判定権において『存在性と規範性と』を統一する自然権の主体と規定し、自然法をその個人間の契約を拘束する道徳性において捉え」たのであり、「国家に先立つ自由としての自然権を享受する個人に出発し『これら諸個人の意志の統一としての擬制によって、政治的強制の契機を合理化しようとする新しい方向』をとった」のであった。（同書「解説」414頁）

福田のこの研究から判断力概念に関して取り出しうるのは、ホッブズの行論において判断力概念が果たしている一定の重要な役割であろう。それは、自然状態に置かれた個人が、個人の生存欲求に基づいて生存を維持する手段を選択するための能力としての判断力である。

次に、関谷昇『近代社会契約説の原理 ホッブズ、ロック、ルソー像の統一的再構成』（東京大学出版会、2003年）における指摘に触れておく。

関谷は社会契約によって形成される主権者はまさにその絶対性、一体性を実現するために、「様々な工夫が施され」なければならない、とする。

「主権の絶対化には、まず、その座に魂を吹き込むための『実践的』な『判断力』が必要とされている。」とし、『獲得された知力』とは区別される『自然の知力』は経験によってもたらされるものであり、人々の情念の違いによって変わりうる継続的な思考の中で、ものごとの非類似性を観察することが『判断』であった」

この判断力は状況的に対処する主体の姿勢に帰属するものであり、同時に「雄弁」という人々の説得のために用いられるというのである。

説得のための技術としてのレトリカをホッブズが目し、その解明に注力していたことは、何人かの研究者によっても明らかにされている。そのうちの一人はビクトリア・カーン『ルネサンスにおけるレトリック、慎慮、懐疑主義』（1985）であり、さらに、ホッブズ研究ならびに近代政治思想研究で著名なクエンティン・スキナーの『ホッブズの哲学における理性とレトリック』（1996）をはじめとするいくつかの論考である²⁾。言うまでもなくレトリカには、判断力が駆動している。しかし、この二人がかかわる問題圏は、本稿を超えた課題としてその解明の必要性をノートするに留めておきたい。

（2）判断力概念史におけるTh. ホッブズ

つぎに、判断力概念史研究から見たホッブズの取り扱いである。これまでの判断力研究において概念史を全体的に試みた業績が少なかったことを主たる理由にして、ホッブズの扱いは多くなかったといえる。

ハンナ・アーレント『人間の条件』をはじめとする著作におけるホッブズの扱いは、C. B. マクファーソンの所有資本主義の先駆としてのホッブズ像を踏襲したもののように映る。自由を論じる文脈において、アーレントは「ホッブズは自由を安全と同一視していた」と一蹴している。

政治的判断力研究に先鞭をつけた、ロナルド・ベイナーは『政治的判断力』において、

共同体に根差した性格を強調するアリストテレス的伝統と思考の自律的性格を与えたカントの伝統を軸にした理念展開を描いている。しかし、ホップズへの積極的言及は見られない。

次に、レスリー・ティリー『判断力の核心』(*the Heart of Judgment*, Cambridge, 2004)である。本書のユニークさは脳神経科学の主張を取り入れながら経験的な判断力概念を展開したこと、物語論の意義を認めたことと並んで、冒頭に短いながらも判断力概念に関する「知性史」intellectual historyを描き出していることであろう³⁾。プラトン、アリストテレス、マキアヴェリ、カント、ニーチェ、デューイ、ハイデッガー、アーレントなどを扱いその人選において経験的判断力論の思想家に傾斜している(カント、アーレントが非経験的判断力論)とはいえ、その一部に通史的な構成を組み込んだ試みは類書には見出しがたい成果である。しかし、ここにも判断力概念に関連するホップズの名はほとんど見いだせない。

このように、「判断力概念史」－誰を対象者とするかという問題をはじめとしてそれが探求困難であることは瞭然であるが－において、ホップズの判断力論が無視されていることは明らかである。ただ以下に挙げる二つの著作においては、ホップズは重要な扱いを受けている。

P. ステインバーガーはその『政治的判断力』(*Political Judgment*, Polity, 2018)において、近代において最も厳格なシステムの形式的理論家だとしてホップズを規定した上で、そのような彼ですらも「知識」と区別された「慎慮」prudenceの意義を認識していたと述べる。この区別が重要なのは、後者が臣民(civil)の原初状態において契約を結び確立した主権それ自体の安定と安全に貢献するからであるとする。もっとも、このようなホップズ観をなすステインバーガーの確信は、「政治は決して自動的なものではない。それは常に、個人的であれ集合的であれ、結局のところ選択をなすエージェントのことなのである」という反システムの反形式的な要素を強調する政治観なのである。

さらに、荒川勝「フローネーシス」(『政治概念の歴史的展開』第四巻 晃洋書房、2011年)はホップズにおいて、伝統的な慎慮(phronesis 荒川では「知慮」)概念が一変したとしている。それは、慎慮と学識を区別したことを意味し、一方では慎慮は経験に基づいて行われる推理であり、それ故に確実性を持っていない(『リヴァイアサン』第3章)ことを強調している。こうしたホップズの慎慮は、目的選択を行うものではなく、もっぱら手段選択において働くものである(同第8章)。アリストテレスではフローネーシスは目的と手段のいずれもの発見に与するものなのである。ところが、ホップズにおいて慎慮は手段の合理性(20世紀にホルクハイマーが言う「道具的理性」)に変質し、荒川は後のカントの慎慮への理解(『人倫の形而上学』)にも同様の手段化理解を見出している。

3. 『リヴァイアサン』における判断力概念の転換

(1) 「慎慮」(prudence)と「判断力」(judgement)の区別

古代ギリシア以来の伝統思想において実践知を表現していた「慎慮」(prudence phronesis)はホップズにおいては「判断力」(judgment)と区別された上に、数量化されて捉えられた。ホップズは、慎慮は経験量を表し、過去の経験の上に未来を予測する能力であると考えたのである。「人はときに、ある行為が引き起こす結果を知りたいという欲求

を持つ」（『リヴァイアサン』上、加藤節訳、ちくま学芸文庫、第3章 48頁）として、「類似した行為には類似した結果が続くであろうと想定して、過去の類似した行為について考え、それが引き起こした諸結果について次々に考える」（同）これが慎慮であるというのである。したがって、慎慮は経験量によって左右される。この経験は現実の業務で場数を踏むことによって獲得・蓄積されるものである。したがって経験回数のみが慎慮の変数となる。この際、経験の質は問題にならず、慎慮をなすものが家政の経験であろうと国政の経験であろうが、慎慮の性格には変わりはない。さらにホップズは、慎慮が行う将来予測は、経験内の複雑な要因を整理しきれず誤りやすいと断じる（同）。

一方、「判断力」は『リヴァイアサン』では幅広く使用されており、一般的な使用法のほかに、重要性を担って使用される場合をも含んでいる。また、その性格付けはグラデーションをなして多義的である。即ち、その一つを示せば、感覚による認識の実りなき場合を例示する文脈でこう語る。

感覚は事物の種を受け取って、それを共通感覚に渡し、共通感覚はそれを心象に、心象はそれを記憶に、記憶はそれを判断にと事物を次から次へと引き渡すように多くの言葉を使って語るのだが、しかし、それによって何も理解させないのである（上 第2章 41頁）

ここで判断力は感覚に近く位置づけられ、感覚に連動しているものと捉えられている。また、判断力が不安定で誤りやすいという認識は、必ずしもホップズのみにも特有のことではない。ルネサンス期以来の懐疑論思潮に通有している傾向であると見られる（さらにその起源は「判断停止」（*epoché*）というモットーで知られるピュロン（*Pyrrhon*）に起源をもつ古代懐疑論にもつ）。例えば、モンテーニュ『エッセー』の次のような一節はこの書にしばしば見出される判断の誤りやすさの指摘の一例である。

われわれの間で論議されない、もしくは論議されそうでない命題が一つもないということは、われわれの生まれつきの判断が把握するものを明瞭につかんでいないということをはっきり示している（『エッセー』第二巻12章、原二郎訳、岩波文庫、246頁）

このような判断力＝経験概念は、二十世紀における啓蒙主義批判者H. Gガダマーの「問いのあるところのみ経験が成立する」という経験概念とは異なる。ガダマーにおける経験概念はヘーゲル「精神の現象学」の意識の経験へと連なっているものである。経験が思考の質的变化を誘発して、異なったステージへと移行してゆく、精神の質的上向と「位階」を前提とするものである。

ところで、慎慮と経験のこうした質的同一性あるいは量的還元が規定される文脈はひとえに、自然状態における人間の能力的平等化への論理的説得手続きの一環として理解されるのである。自然状態における人々の能力的「ドングリの背比べ」状態を想定することによって初めて、自然権の放棄と自然法の導きによる政治的共同体の形成という『リヴァイアサン』の理路の本筋に道を開くものとして理解できる⁴⁾。

好対照として、古代的フロネーシスの継承者であるともいえる『君主論』におけるマ

キアヴェリについて略述しておきたい。マキアヴェリの思考は一種の実力主義であって、virtuを備えた君主は、それを躊躇なく行使することによって、秩序形成に乗り出す。その成功は「約束されて」いるのである。繰り返せば、福田歓一が述べるように、ホッブズの人間は「能力的に」平等である。この平等性（加えて自然権という生存欲求と他者に優越したいという感情）が自然状態を導き出し、さらには自然法の思考に従ってコモンウェルスを形成するのである。

（２）判断力自律性の端緒

しかし、上記の反面も指摘しうるのである。判断力が主体の欲求に、すなわち自然権に強く密着していることであり、伝統概念としての慎慮などが依拠してきた共同体的価値観から分離して各自の心的能力として捉えられていることである。

自然権（right of nature）とは各人が自分自身の自然、すなわち、自分自身の生命を保全するために自らの力を自らの力が欲するように行使する自由であり、したがって、自らの判断力と理性にもとづいて、生命の保全のためにもっとも適当であると考えられることをも行う自由である」（上、212頁）

たしかに各個人は欲求において同質的であるから、各自に帰する判断力も第三者から見れば、その差異を見出しがたい。しかも、各自の間にある判断の同質性がこの後生じてくる自然法の思考の駆動力になる。しかし、判断の一端は、まぎれもなく各自に保留されている（このうち、各自の生存欲求を実現する手段を判断することは主権者に委譲されるのであるが、生存欲求を自覚し判断することは確然と各自に保留される）し、判断の他半を「譲渡する」こと自体が主体による自発的な判断であることを含意している。このことは強調しすぎることはないホッブズの特徴であり、文化共同体に依拠していた古き慎慮（alte Klugheit）からの個人の解放を意味する。このことは、時代を下って、カントの『判断力批判』の意図、判断能力が人間主体に帰せられ、一定の能力として、言い換えれば、悟性と想像力のアンサンブルとして、各人に帰属されることになった理論の、これは微弱でありながら明瞭な基礎を提供しているといつてよいであろう。

（３）政治的共同体形成における判断力の所在

ホッブズのコモンウェルス論の詳細をここで再述する暇はないが、確認のために大まかな論理的枠組みを素描したい。

ホッブズはコモンウェルス形成を人間論から始める。その特徴は感覚を基本とする認識論と、自己生命の維持を軸とする欲求の確認である。さらに、人間は、動物共有の想像力を基礎にして、予見能力forsightを持つとされる。さらに、言葉によって認識を定着させ、論理的推論を行うことによって認識を拡張することができる。人間は、さらに自己と他者を比較して自己を高みに置こうとする傾向性を持っている（虚栄心 ヴェイン・グローリー）とされる。

さて、こうした人間の集合体は、自己生命の維持欲求どうしの衝突を免れない。ここでは、予見能力が秩序混乱の因子として活性化する。個人相互の猜疑心は疑心暗鬼を招き、

「万人の万人にたいする戦争状態」に突入する。

人間の能力的平等が、混乱の拡大因子として作用する。福田歓一が解説するように、マキアヴェリのvirtuのように、人間間の能力差を拡張する方途を持たないホッブズの空間においては、実力による秩序形成は期待できず、相手を倒す/倒されるチャンスを万人が等しく持つゆえに、勝利への期待値の高まりと敗北への恐怖が平和への道を閉ざすのである。こうした自然状態を描写するホッブズの筆は冷徹である。

したがって、各人が各人に対して敵である戦争の期間の帰結として生じることは何であっても、人々が、彼ら自身の強さと彼ら自身の創意とがもたらすもの以外の保証を持たずに生きている期間の帰結として生じることと異ならない。そうした状態においては、勤労のための余地はない。勤労の果実が確実ではないからである。その結果、土地の耕作も、航海も、海路で輸入される諸財貨の使用も、広くて便利な建築物も、多くの力を要するものを移動させたり運搬したりする道具も、地表に関する知識も、時間の計算も、学芸も、文字も、社会もない。そして、もっとも悪いことに、そこでは、継続的な恐怖と暴力的死の危険とがあり、人間の生は、孤独で、貧しく、不快で、残忍で、しかも短い。(加藤節訳『リヴァイアサン』上 13章 206頁)

このような状態を脱するために、自然権（各人が自分の生存維持のために適切と判断される手段をとってもよい）を放棄して、自然法（理性的思考）の導きによって、相互に契約し、秩序を設立しようとするのであり、この秩序を確実ならしめるために、絶対の主権者を（国王であれ議会権力であれ）指定するのである。

このように、政治的共同体の形成過程においては、「慎慮」は決定的な契機であることをやめ、むしろネガティブに、慎慮の多寡・優劣がないことによって自然状態が現出すること、「判断力」は各自性に由来するそのバラつきが自然状態を現出させることから、生存保持の適切な手段を判断することを主権者に委ねるという位置を割り当てられていることに留意したい。

（4）主権者の判断力

ホッブズの『リヴァイアサン』の行論の「ゴール」である、秩序維持を担う「主権者」において、判断力はどのような位置と性格を付与されているのだろうか。

1) 主権者の助言者

ホッブズにおいては、慎慮と判断力は、「助言者」という職格にもっぱら割り当てられる。助言は相手の利益のみを考えて行うものであり、自己自身の利益に基づく「命令」とは異なっている。これに対して主権者の慎慮、判断力については無規定である。誰が主権者に選ばれるべきかという小さな文脈で出てくるだけであり、そこには解説的叙述が欠けている。

2) 主権者の位置づけと判断力

主権者は、それまで分散し、不安定であった判断力の座を一元化し、安定させる。この過程は、『創世記』の樂園喪失の物語のホッブズ独自の解釈によって、生き生きと描き出される。それによると、アダムとイヴは知恵の実を食べることによって判断する人間となっ

た。その結果、自分たちの身体に醜いところがあることを「判断」した。これが二人が恥部を隠したことの理由である。この判断は彼ら独自のものであり、「すべて良かれ」として人間と世界を創造した神の判断に背くものであった。

ここからホップズが引き出す結論は、『創世記』の記述を逆行させ、各人が行使していた判断することを（必要な個所に限って）ただ、絶対的な主権者のみに許されるものに行ななければならないということである。各人すべてがその意志を主権者の意志に従わせ、各人すべてがその判断を主権者の判断に従わせることが、必要であり、主権者の判断は一元的で恒常的であること、安定していることが平和の条件なのである。

この主権者が、慎慮や雄弁の能力を備えることがどの程度ホップズによって重視されているかは明確には規定しがたい。これらを強く重視することの帰結として考えられることは、マキアヴェリ主義（実力主義）と合致することであり、ホップズの自然状態・自然法思想の能力的平等観という前提を掘り崩してしまうことになるし、かといって主権者がまったく慎慮を欠いて精神的に無能であるという事態も現実的ではない、といえるであろう。結局『リヴァイアサン』「総括と結論」に集約されているように、自然法の推論能力と、説得的雄弁の両立への配慮というところになろう。

すべての熟慮、すべての弁論には確固とした推理能力が必須であり、その理由はそれがなければ人間の決断は性急なものになり、彼らの判決は不正なものになることがあるが、にもかかわらず、もしそこに注意と同意とを得るための強力な雄弁さが欠けていれば、推理がもたらす効果は限られたものになってしまう」（『リヴァイアサン』総括及び結論下 515頁）

このような意見を容れ、判断力と推理能力という異質な性質を持つ精神作用がバランスよく同一人物に備わり発揮されることは不可能ではない、と力説するまでになったのである。

4. むすびにかえて：課題と展望

以上のような素描から、ホップズの判断力概念の特徴として明らかになったのは、自然状態における判断力並びに慎慮は各人の感覚、欲求ならびに経験から賦与される、不安定な機能しか持たないものとして捉えられていたことである。

次に、社会契約から主権の形成に至るまでの思考過程で果たす判断力概念の役割は、生存欲求の自認と手段選択にかかわる重要性を付与されていた。そしてその機能としては、合理的であるが、計算的な単純な思考に縮減されて捉えられていた。しかし、各自の欲求の判断は保留されるべきものとして各自に帰属するとされ、この各自性に注目すれば、近代的判断力論の端緒をなすといってもよい重要な契機を含んでいた。最後に主権者のもつべき判断力としては、主権の一体性と絶対性を高めるためのレトリックの能力に結びついており、ホップズにおける古典的なレトリックの評価復活が見られるというものであった。

しかし、本稿は以下のような課題を残している。

その第一は、『リヴァイアサン』第三部「キリスト教徒から成るコモンウェルス」における判断力の位置である。

『リヴァイアサン』の第三部は、ホッブズ渾身の論考であると言っても良い。そこでホッブズはキリスト教諸教典についての彼の知識を総動員する形で、世俗の主権への権力集中を図った第一部、第二部と平仄を合わせるかのように、宗教的諸権力を世俗の権力の下に収攬し、もって秩序を確立しようとした。その議論の終着点は次の一点である。それは、人々の救済の条件と可能性は偏にキリスト教徒にして世俗の主権者の手にあるということと、並んで、救済という目的に照らしても、臣民はこれに服従すべきであるということである。

加藤節（1979）⁵⁾が指摘するように、この結論はきわめて緊張感に富む「均衡」のうちにあった。なぜならば、内心の自由を事とする信仰が、外的権力と一体化することの原理的困難さを、ホッブズは自覚しつつ、辛うじて上記のような議論過程を「論証」したのである。

ホッブズによるこうした論跡において判断力の概念はどのような役割と位置づけを担っているのだろうか。言うまでもなく、キリスト教信仰の圏域において最も重要な「テーマ」は、永遠の命を得ること、すなわち「救済」であり、各人は自らがそれに預かっているかは、最後の日におけるキリストの再臨をまつものである。各人の良心において、判断すべきは自己自身の救済の可能性であり、救済手段の発見である。

かくて宗教的自然状態が生じるが、自然宗教の段階をすでに脱しているキリスト教の場合、すなわち、「実定宗教」として、救済への能動的ベクトルを覚醒させ、積極的にその道程を開拓しようとするエートスを備えているゆえに、宗派間の選択問題は、救済目的において、極めて核心的な課題とならざるをえない。ホッブズは、宗派間の争いの多くは、救済の条件と無関係であることを強調し、こうした宗派間の混迷状況を、いわば地ならしした。そして最終的な問題を、新旧約聖書に限定された、聖典解釈の問題へと収斂させたのである。この「解釈」こそ判断の密かな伴侶である。こうした経緯を追うことは本稿でなしえなかったことであり別稿に託すほかはない。

残された課題の第二は、ホッブズ思想におけるレトリカの意味である。確かにホッブズは『リヴァイアサン』においてレトリカ（rhetorica）の重要な契機である「隠喩」（metaphor）の可謬性と危険性を一貫して指摘していた。「語を定められている意味以外の意味で使用する場合であり、これによって彼らは他者を欺くのである」（加藤節訳、上、第4章 58頁）

言うまでもなく隠喩論はアリストテレスの『弁論術』においても、二十世紀修辞学においても、現代政治家の弁論においても説得の主要なテクニク（ここでは「現われの存在論」と関係するであろう隠喩の存在論的な意義は問わない）である。なぜなら、話者と聴衆との間に同一の経験を共有する「共同幻想」を紡ぎだし共感を喚起するからである。1637年、48歳のホッブズは大学時代『弁論術』を学んで以来の関心から、それを下敷きに自らテキストブックを執筆した。その後、新しい科学の影響を受けるに及んで、逆にレトリック批判を始める。結局『リヴァイアサン』に及んで、上述「3.」で述べたような隠喩批判と同居したレトリカ擁護を行ったのである。こうした経緯を整理し評定する課題が残されているのである⁶⁾。

注

- 1) 政策と政治原理の並立とは、いわゆる二元政治dual politicsをいう。アメリカ合衆国憲法をめぐる政治判断は通常の政策問題とは区別される問題域を構成するという認識が込められている。
- 2) Victoria Kahn, *Rhetoric, Prudence, and Skepticism in the Renaissance*, Cornell University Press, 1985.
Quentin Skinner, *Reason and Rhetoric in the Philosophy of Hobbes*, Cambridge University Press, 1996.
 - *Visions of Politics* vol. III, Cambridge University Press, 2002.
 - *From Humanism to Hobbes*, Cambridge University Press, 2018.
- 3) 本書についての筆者による書評、「Leslie Paul Thiele, *The Heart of Judgment: Practical Wisdom, Neuroscience, and Narrative*, Cambridge University Press, 2006」『総合政策論叢』18号、2010年を参照されたい。
- 4) 慎慮と並行する心的過程として熟慮 (deliberation) がある。『リヴァイアサン』においては、「そのものごとが行われるか、それとも不可能と考えられるかするまでの間ずっと継続した欲求、嫌悪、希望、恐怖の総計」を意味する。
- 5) 加藤節『近代政治哲学と宗教』東京大学出版会、1979年。
- 6) これらに加えて第三の課題として『リヴァイアサン』第8章（「一般に知的と呼ばれる諸能力と、それらとは反対の諸欠陥について」）に記述されている、「分別」(Discretion)、「優れた判断力」(good judgement) および「心象を作る力」(Fancy) の関係について検討することが挙げられる。これは、カント『判断力批判』§53にあるような「『想像力』と『悟性』との自由な戯れ」にいたる長い思想史的道程の「道しるべ」とであると考えられる。

引用・参考文献

- トマス・ホッブズ、『リヴァイアサン』上・下、加藤節訳、ちくま文庫、1651/2022年。
- 福田歓一、『近代政治原理成立史序説』岩波書店、1971/1998年。
- 関谷昇、『近代社会契約説の原理 ホッブズ、ロック、ルソー像の統一的再構成』東京大学出版会、2003年。
- ウォーリン、シェルドン、『西洋政治思想史』尾形典男、福田歓一、佐々木毅訳、福村出版、1977年。

キーワード：政治的判断力、慎慮、ホッブズ、レトリック（レトリカ）

(MURAI Hiroshi)

